

公益財団法人北海道農業公社

令和5年度 第1回入札監視委員会審議概要

開催日 令和5年 4月14日（金）

場 所 公益財団法人北海道農業公社 5階会議室

委員長 伊藤 隆道 （弁護士）

委 員 太田 武司 （公認会計士、税理士）

委 員 長澤 徹明 （北海道大学名誉教授）

議事等

1 入札監視委員会 委員長選出について

2 報告事項

（1）令和4年度入札結果に関する状況について

（2）令和4年度下期（10月～3月）入札結果に関する抽出案件について

3 審議事項

（1）令和4年度下期（10月～3月）に関する抽出案件の審議について【総件数6件】

○建設工事【制限付一般競争入札】

ア 畜産環境整備事業（資源リサイクル事業） 黒松内地区 第52工区

イ 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業） 計根別北地区 第42工区

ウ 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業） 問寒別地区 第42工区

○委託業務【指名競争入札】

ア 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業） 計根別南地区 第2委託

イ 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業） 計根別北地区 第42委託

ウ 畜産環境整備事業（資源リサイクル事業） 黒松内地区 第52委託

## 【審議概要】

委員からの意見・質問等、それに対する回答・説明等の概要は次のとおり。

委員からの意見・質問等	回答・説明等
<p>○制限付一般競争入札（建設工事） （建築A等級工事）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・企業体の要件として建築工事A等級となっているが、業種別格付等級がB、B、Aとなつてその右側にAとなっている。これはどういうことか。</li><li>・資源リサイクル事業の発酵棟という特殊な工事だが、類似工事施工実績は、家畜管理施設又は家畜排せつ物処理施設などの要件の中に含まれるのか。</li><li>・畜舎の面積が2千5百㎡あるが、類似工事施工実績の要件は100㎡以上としている。この資格要件と履行実績にかなりギャップがあるが、これは規定で決まっているのか。</li></ul> <p>（農業土木C等級工事）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・これはパドックの工事で、類似工事実績がコンクリート工事だが、これは資格要件に合致するのか。</li><li>・パドックとは、具体的にはどのようなものか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・経常企業体の場合は、あらかじめ格付を行い、この企業体がA等級の格付であるということで、B、B、Aというのは、各単体企業の格付けです。</li><li>・発酵棟は、家畜排せつ物処理施設になります。</li><li>・制限付一般競争入札実施要領に関する取扱いの中で、入札参加資格の設定にあたっては、競争性の確保及び地域性を考慮の上、応札可能者数を原則20者以上確保するように規定しており、入札参加資格については、入札手続等検討委員会検討部会に諮って決定しています。 また、近年の入札参加者は少なく、面積要件を大きくした場合、入札不調となる可能性が高くなることから、建築の新築工事の面積要件は100㎡以上としています。</li><li>・資格要件に類似工事実績は「土木工事に係る元請としての実績を有すること」としており、コンクリート工事は土木工事であり元請の実績なので、資格要件にあてはまります。</li><li>・育成舎に隣接して、コンクリート舗装を行い、その外周などに電気牧柵を設置します。</li></ul>

<p>○指名競争入札（委託業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜舎の監理というのは、具体的にどのようなことをするのか。</li>   <li>・ 建築設計と工事監理は、一緒に発注することはないのか。</li>   <li>・ 工事監理のない建築物もあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規定に「特に専門的な知識又は技能を必要とするときなどは、公社の職員以外の者に委託して、当該監督の補助を行わせることができる。」としているため、委託をすることにより、職員の監督の補助として、現場に従事します。</li>   <li>・ 建築設計に基づき工事の内容が決定するため、工事を発注するときに工事の監理も発注することから、建築設計と工事監理は一緒に発注することはありません。</li>   <li>・ 建築物は、すべて工事監理を付けています。</li> </ul>
---	---

注) 一部重複する確認事項等については除くものとする。

(2) 令和4年度入札契約制度に関する入札監視委員会の所管事務総括について

**【意見の具申又は勧告】**

公益財団法人北海道農業公社入札監視委員会の運営に関する事務処理要領第8に基づく「意見の具申又は勧告」に関し、令和4年度の抽出案件に係る審議などから、入札・契約手続の運用状況等について、適切を欠くなど是正すべきことはなかったと判断する。

**【再苦情の処理】**

公益財団法人北海道農業公社入札監視委員会の運営に関する事務処理要領第9に基づく「再苦情の処理」に関し、令和4年度の工事等における全案件について、再苦情の申立てはなかった。

4 協議事項

(1) 令和5年度北海道農業公社入札監視委員会の活動計画について

ア 委員会（定例会）の実施について

イ 委員会における定例報告案件について

ウ 現地調査の実施について

エ 抽出審議の実施について

オ 入札・契約手続、指名停止の再苦情審議等について